

新潟冷蔵株式会社・行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活・子育ての両立を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年1月1日～ 令和9年12月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を随時積極的に行う。

<対策>

- 年に2回 制度等に関し、社内ネットで情報共有し、社員への周知を図る。
- 年に1回 制度等に関し、意識啓発のための研修を実施する。

目標2：計画期間中の、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 毎月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 毎月 取得状況のとりまとめや声掛けなど取得促進の取組実施